

美肌県しまね推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する美肌県しまね推進事業補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年規則第32号。以下「規則」という。)その他法令に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 地域ならではの「温泉」「食」をはじめ、美肌にまつわる「体験」や「お土産」、美肌観光の背景・ストーリーを伝える「人材」などを組み合わせることにより、高い付加価値と地域への経済波及効果のある旅行商品造成・販売の取組を行う事業者を支援し、民間主体の「美肌」をテーマにした観光地域づくりの促進と、県内外から観光客を誘致することで県内観光産業の振興を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、補助対象事業者、補助対象経費並びに補助率及び補助限度額は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定による補助金交付申請書(様式第1号)を知事へ2部提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査して適当であると認めた事業は、補助金の交付を決定し、交付決定通知書(様式第2号)により通知を行うものとする。

(交付の決定の取消)

第6条 知事は、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消す

ことができない。

- (1)補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
- (2)補助事業者が、当該補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3)補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4)補助事業者が、当該補助事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- (5)虚偽の方法又は不正によって補助金の交付を受けたことが明らかであるとき。

2 前項第2号から第5号までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の支払)

第7条 知事は、第2条に規定する補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の額の70%に相当する額の範囲内で、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、精算払（概算払）請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(決定内容の変更等)

第8条 補助事業者は、第1号又は第2号のいずれかに該当する場合には速やかに変更承認申請書（様式第4号）を、第3号に該当する場合には変更届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- (1)補助事業の内容を著しく変更するとき。（別表第3に掲げる軽微な変更を除く。）
- (2)補助事業を中止又は廃止するとき。
- (3)社名変更や代表者を変更したときなど、補助事業の主たる内容を変更しない程度の軽微な事項を変更するとき。

2 知事は、前項の規定により変更申請書（様式第4号）の提出があったときは、審査を行い変更決定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告)

第9条 知事は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

2 補助事業者は、補助事業終了後5年間、事業状況報告書（様式第7号）により知事が別に定める日までに事業状況を報告しなければならない。また、補助事業に関する調査等に協力をしなければならない。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第 10 条の規定により、実績報告書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

2 提出の時期は、補助事業が完了した日から 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第 11 条 知事は、前条の報告書の提出があった場合には必要な検査を行い、適正と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

(取得財産等の管理)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も当該補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、補助対象設備が毀損され又は、滅失したときはその旨を事故等届出書（様式第 10 号）により、知事に届け出なければならない。

(財産の処分の制限)

第 13 条 補助事業者は、補助対象設備を処分しようとするときは、事前に財産処分承認申請書（様式第 11 号）を知事に提出し承認を受けなければならない。

2 規則第 13 条第 1 項第 4 号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は増加価格が 50 万円以上の機械及び重要な器具とする。

3 補助事業者は、財産（規則第 13 条第 1 項に規定するものに限る。）を処分したことにより収入があったときは、知事が別に定めるところにより当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(補助金の返還)

第 14 条 知事が、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の定める期限内に補助事業者は返還するものとする。

2 補助事業者は、交付される補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、知事の定める期限内に返還するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第 15 条 知事は、第 4 条第 2 項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書（様式第 12 号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、その証拠となる書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

（県内中小企業者への発注）

第 17 条 補助事業者は、補助事業の執行において、県内中小企業者への発注に努めるものとする。

（知事が別に定める事項）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 2 7 日から施行する。

令和 4 年度以前に交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

コンテンツ造成支援事業

| 対象事業 | 事業者 | 対象経費 | 補助率 | 限度額 |
|---|--|---|--------------------------------|----------------|
| <p>「美肌」をテーマとした新たなコンテンツを造成・販売するための取組で次の事項を満たすもの</p> <p>【コンテンツ内容に関する事項】</p> <p>1. 地域ならではの素材を活用し、美肌に導く体験メニュー等を盛り込んだコンテンツであること</p> <p>2. 「美肌」を主軸としつつ、地域内の周遊促進に繋がるよう、販路・販売方法を明確に想定すること</p> <p>3. 造成したコンテンツを観光客に向けて継続的に販売すること</p> | <p>① 法人 ② 個人事業主 ③ 法人格を持たない民間団体 （ただし、次の要件を備えているもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約等を有していること ・代表者が明らかであること ・団体としての意思決定により補助に係る事業を実施することができ、確実な経理処理が行えること <p>※県内に本社又は営業所のある事業者（観光協会等の観光振興を目的とする団体を除く）、その他知事が認める者であること</p> <p>※都道府県税の滞納のないこと</p> <p>※申請者または法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないこと</p> | <p>事業の実施にあたり必要な以下の経費にかかる収支の差額</p> <p>〔支出〕</p> <p>(1) 専門家やアドバイザーに関する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 ・謝金・費用弁償 <p>(2) 商品の開発または旅行会社やメディア向けモニターツアー、ファムツアー等の実施による商品の磨き上げに係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料費及び消耗品費（試作・造成する体験に係るもの） ・食糧費（試食等に係るもの） ・通信運搬費 ・使用料及び借り上げ料（機材保険料を含む） <p>(3) 「美肌県しまね」のPRと連動した商品の販売促進のための広報宣伝費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷製本費 ・広告料 <p>(4) その他事業実施に必要なと認められる経費</p> <p>なお、下記の経費は補助対象とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の経常的な運営経費 ・従前からの事業の財源振替を目的とする経費 ・食糧費（上記以外）、その他補助することが適当でないと認められる経費 | <p>補助対象経費の3分の2以内（千円未満切り捨て）</p> | <p>1,500千円</p> |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | ※詳細については別表第2のとおり [支出] (1)モニターツアーの参加費 (2)その他事業実施に伴い発生した利益 | | |
|--|--|---|--|--|

※以下の事業者は補助対象外。

- ・令和2～4年度に「美肌県しまね誘客推進モデル事業補助金」、「美肌県しまね推進事業補助金」または「島根県観光総合支援事業補助金（重点事業）」による支援を受けた事業者
- ・令和3年度「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」、令和4年度「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業」による支援を受けた事業者、または令和5年度「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」の地域計画に基づく支援対象に含まれる事業者

※美肌県しまねの認知度向上・イメージ定着につながるよう、本補助事業内でPR物を作成し、補助事業者自らが来訪者に向けたPRに取り組むこと。

別表第2（別表第1の「対象経費」の詳細）

| 事業区分 | 目的 | 経費名 | 内容 |
|-------|--|-----------|---|
| ソフト事業 | 専門家やアドバイザーに関する経費 | 委託料 | 旅行商品造成を旅行会社等の専門事業者や専門家に委託する経費 |
| | | 謝金・費用弁償 | 旅行商品造成等の事業実施にあたり講師等に謝礼、費用弁償（旅費）として支払う経費 ※旅費は概ね県の旅費規程と同程度とすること |
| | 商品の開発または旅行会社やメディア向けモニターツアー、ファムツアー等の実施による商品の磨き上げに係る経費 | 材料費及び消耗品費 | 概ね単価が10万円未満の物品や機器であって、本事業で消耗される物品の購入等に要する経費 ※お土産等の商品開発の場合は、試作に係るものに限る。 |
| | | 食糧費 | 本事業に要する経費のうち試食等に係るものに限る |
| | | 通信運搬費 | 本事業に要する経費のうち運搬料、郵送料等の支払いに要する経費 |
| | | 使用料及び借り | ツアー実施のためのレンタカー、バス代等の交 |

| | | | |
|--|----------------------------------|---------------|---|
| | | 上げ料（機材保険料を含む） | 通費、機材の借り上げ料、会議室の使用料などの経費 |
| | 「美肌県しまね」のPRと連動した商品の販売促進のための広報宣伝費 | 印刷製本費 | 本事業に要する経費のうちチラシ、パンフレット等の印刷製本に係る経費 |
| | | 広告料 | WEBページ作成、写真撮影、デザイン作成、モデル手配等、広報宣伝に係る経費 ※本事業で撮影した写真は県で2次利用が可能な状態でデータ提供すること |
| | その他経費 | | その他知事が特に必要と認める経費 |

※交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象外。

※使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること。

※支出証拠書類（銀行振込受領書等）により金額・支払等が確認できる経費であること。

※土産品、料理メニュー等の商品開発を含む場合は試作品や事業年度内のモニター実施に係る部分の経費のみが対象。

別表第3（第8条第1号関係）

| 区分 | 軽微な変更の内容 |
|---------|---|
| 経費の変更 | 補助対象経費全体の20パーセント以内の減少となる変更を行う場合 |
| 事業内容の変更 | 事業計画書に記載の内容について、補助事業の目的達成に支障を来す恐れのない範囲で、事業計画の細部の変更を行う場合 |